

今後の審議の進め方について（案）

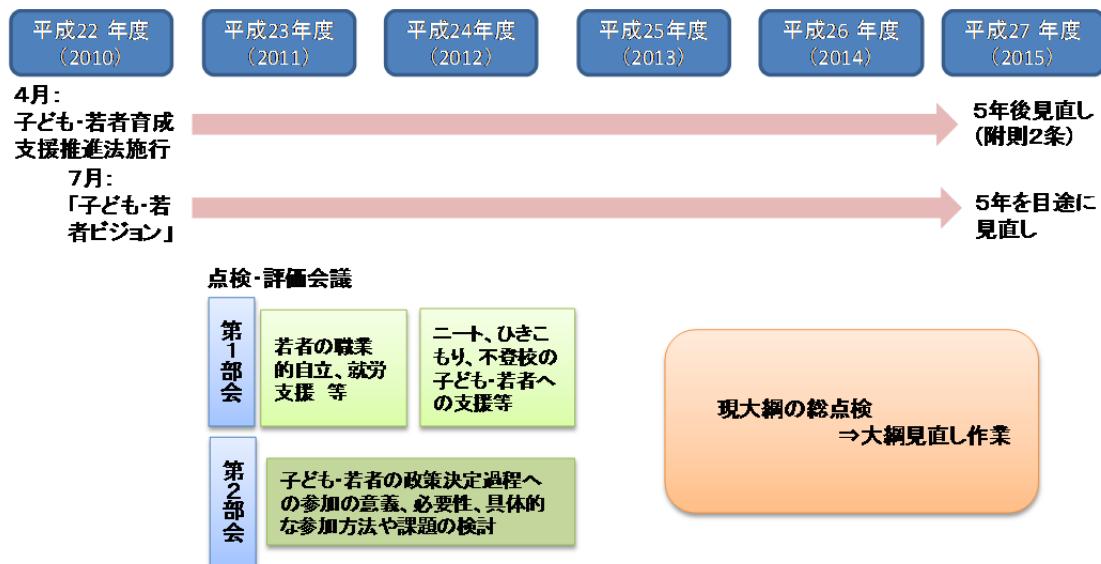
平成 25 年 11 月 1 日

1. 審議事項

- 子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）に基づく施策の実施状況の総点検を行う

現行法の下では、平成 27 年度に、①法の 5 年後見直し、②大綱の 5 年後見直しが予定されている。このため、平成 26 年度には新たな大綱の検討を開始することが想定される。

現大綱の総点検を行い現状の進捗や課題を確認することにより、新たな大綱の検討に資する。



2. 運営

(1) 審議方法

- 大綱の3つの柱立てである、
 - ・「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」
 - ・「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」
 - ・「子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」

のそれぞれについて、

- ①関係府省から、大綱策定後の現在までの取組（関係データの推移含む。）、進捗に係る自己評価、課題、今後の方向性などについて資料提出を受けるとともに、主な府省からヒアリング
- ②構成員から、専門分野における取組などを踏まえ、進捗状況の評価、課題、今後の方向性などについてプレゼンテーション（各構成員が希望する会合で行う。複数の会合で行うことも可。）

を行った上で、意見交換を行い、大綱の進捗状況や課題・今後の方向性について審議

- 内閣府が別途作成・推進している他分野の法律・大綱などが引用されている項目（例：「子ども・子育てビジョン」、「青少年インターネット環境整備法」）については、当該分野においてフォローアップなどが行われていることから、この会議では直接的には取り上げない

(2) スケジュール（今後の審議次第で変更があり得る）

- おおむね月1回のペースで審議を行い、報告書を取りまとめる
- 現段階での想定スケジュールは以下のとおり

（【】は「子ども・若者白書」（参考資料2）、「関係省庁予算調べ」（参考資料3）に具体的施策が掲載されている関係府省）

第3回 11月1日（金） 16時～18時

・審議の進め方 など

第4回 12月6日（金） 16時～18時

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する①

・社会形成・社会参加支援（社会形成への参画支援、社会参加の促進）

【内閣府（青少年企画・青年国際交流）、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、防衛省】

・職業的自立、就労等支援（就業能力・意欲の習得、就労等支援の充実）

【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

第5回 12月25日（水） 13時～15時

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する②

・自己形成支援（日常生活能力の習得、多様な活動機会の提供、学力の向上、大学教育等の充実、経済的支援の充実）

【総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

・健康と安心の確保（健康の確保・増進、相談体制の充実）

【文部科学省、厚生労働省】

第6回 ～ 第10回

困難を有する子ども・若者やその家族を支援する①

・ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等

【内閣府（青少年支援）、文部科学省、厚生労働省】

・障害のある子ども・若者の支援

【文部科学省、厚生労働省】

困難を有する子ども・若者やその家族を支援する②

・非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

【内閣府（青少年環境整備）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

・子どもの貧困問題への対応 【文部科学省、厚生労働省】

・外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

【法務省、文部科学省、厚生労働省】

子ども・若者の被害防止・保護①

・児童虐待防止対策

【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

・社会的養護の充実

【厚生労働省】

子ども・若者の被害防止・保護②

・子ども・若者の福祉を害する犯罪対策（児童買春、児童ポルノ など）、犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応

【内閣府（青少年環境整備）、警察庁、法務省、文部科学省】

・いじめ・暴力対策、いじめ被害

【警察庁、法務省、文部科学省】

・被害防止のための教育

【総務省、警察庁、文部科学省】

子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

・家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築（保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組、外部の力も活用した「開かれた学校」づくり、放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり、犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり）

【警察庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

・多様な主体による取組の推進 【内閣府（青少年企画・青少年支援・青少年環境整備）】

・関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成（専門職の養成・確保、地域における多様な担い手の育成）

【内閣府（青少年企画担当）、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

・子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

【警察庁、総務省、法務省、財務省・国税庁、文部科学省】

第11回 報告書素案

第12回 報告書取りまとめ

3. その他

- 「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議第1部会及び第2部会の開催について」（平成23年7月26日）は、これを廃止する。